

No.	該当書類	ページ	項目	質 問	回 答
1	実施要領	P2	2.(5)-ウ	記載されている提案上限価格(¥131,800,000-：税別)は市負担業務の設計監理費・工事費を含んだ価格という認識で正しいでしょうか。	提案上限価格は、市が費用負担する範囲の改修工事に関する設計費、工事監理費、工事費を含んだ額となっています。
2	実施要領	P2	2.(5)-ウ	上記予算額 (¥131,800,000-：税別)の内訳明細書は頂くことは可能でしょうか。	本事業について、提案上限価格に関する内訳書の提示は行いません。
3	実施要領	P2	2.(5)②	事業者側負担の費用については、上記金額とは別途で設計監理費・工事費を見込み、概算金額を算出してよろしいでしょうか。また金額は様式集①-1-2：価格提案書及び、様式集①-1-3：価格提案内訳書に記入して提出でよろしいでしょうか。	事業者が負担する範囲の改修工事に関する費用（設計費、工事監理費、工事費 など）は、提案上限価格に含まず、別途算出してください。 市が費用負担する範囲の改修工事に関する費用について、様式集①-1-2：価格提案書及び、様式集①-1-3：価格提案内訳書に記入し、ご提出ください。 ※事業者が負担する範囲の改修工事に関する費用は含まないでください。
4	実施要領	P2		余裕活用型・一般型等の実務方法についての制限はあるか。	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、一般型での実施を想定しています。
5	実施要領	P4	③施工業務に係る要件	「過去に公共施設の新築・改修の施工実績を有していること。」とあるが、小規模な補修程度のものも含まれるか。	含みません。
6	実施要領	P7		午後7時までの延長が必須とされているが、利用児が少数の場合、補助職員等による兼務配置での対応は可能か。 延長保育（1～2時間）の実施がプレゼン評価においてどの程度加点対象となるかを確認したい。	延長保育時間中も通常保育時間中と同様に職員配置をしていただき、他の補助を受けている職員の配置については補助要綱等の規定に従って配置してください。 実施要領p2に記載のとおり午後7時までの延長保育は必須です。午後8時までの延長保育は任意としており、評価において加点されることがあります。
7	実施要領	P7		「旧園舎内の区画」として設置を想定しているか、それとも遊戯室棟内に設けることも可能か。 開所日数や時間に関する具体的な制約はあるか、または自由設定が可能か。	旧保育室、旧遊戯室のほか、旧職員室、旧調理室、旧トイレ、旧物置その他施設1階部分については、部屋の用途を変更していただいても構いません（設備等の基準を満たせば、例えば旧物置を保育室として使うことも可）。したがって、p 7（5）に記載の子ども・子育て支援事業等については、どの場所でも実施していただいても問題ありません。 週 3 日以上、1 日 5 時間以上の実施が必要です。また、補助金としては週5日以上の開所がそれ未満で補助単価が変わります。加えて、市からの補助額は基本分のみですが、実施に当たっては実施要綱における地域支援についても実施が必須となりますのでご注意ください。
8	実施要領	P8		現行制度の試行的段階における想定利用児数、受入要件（年齢・日数・職員配置基準）を確認したい。 開所日数や時間に関する具体的な制約はあるか、または自由設定が可能か。	質問内容が明確ではありませんが、④乳児等通園支援事業 についてであれば、当市においては試行的実施を行っていません。 開所日数や時間について制約はありませんが、実施の量及び内容は評価の対象になります。
9	実施要領	P13	(8)VE提案	VE提案は市負担側の計画に対してのみ行うという認識でよろしいでしょうか。	市が費用負担する範囲の改修工事について、ご提案ください。 ※事業者が負担する範囲の改修工事について、提案不要
10				現地調査をさせていただくことは可能でしょうか。 V E（バリュー・エンジニアリング）においてコストダウンを重視されているとのことから、現地確認を行うことで以下のような大きなメリットが得られます。 ● 現地での把握によって、図面や資料上では読み取れない要素を確認できること。 実際の敷地条件や周辺環境、既存インフラの状況、諸条件などを直接確認することで、設計段階での不確定要素を減らし、提案の精度を高めることが可能です。 ● 見積もりの精度向上とコストコントロールの確実化。 不明瞭な点が残ると、どうしても安全率を見込んで高めの見積もりになりがちです。 現地での確認によりリスク要因を明確化できるため、合理的なコスト提案が可能になります。 そのため、V Eにおけるコストダウンを真に効果的に実現するためにも、ぜひ現地調査の実施をご許可いただきたいと思います。お願い申し上げます。	可能ですが、詳細は近日中に市ホームページに掲載します。
11	実施要領	P16		各項目が計20点ずつ配点されているが、審査時に「書面提案の明確性」と「実現可能性」のいずれがより重視されるか。 法人本部主導で行う全園共通の研修修体制を示した場合、個別園単位での研修と同等評価されるか。	質問の趣旨が明確ではありませんが、② 1.3「人材確保・育成」についてであれば、「書面提案の明確性」は「実現可能性」が評価されるための前提となると考えています。 個別園単位の研修以外の研修（実施主体不同）についても予定しているものがあれば記載してください。
12	別紙資料1-3 施設設計要領		第2 1 階廊下(屋内)	オープン廊下の屋内廊下化について、外壁・鋼製建具を新設しての「完全屋内化」の認識でしょうか。（1階）	調理室から各室へ給食を配膳するにあたり、衛生面で完全屋内廊下化が必要と考えています。 「屋内廊下化を基本とする。」としていますが、事業者の提案により該当水準を向上させる場合、又は代替手段により要求水準を満たす場合については、これを制限するものではありません。なお、この場合VE提案の提出をお願いします。
13	別紙資料1-3 施設設計要領		第2 1 階廊下(屋内)	上記「完全屋内化」になった場合の法的整理は問題ない認識でよろしいでしょうか（床面積の発生等）	同上
14	別紙資料1-3 施設設計要領		第2 1 階廊下(屋内)	上記「完全屋内化」になった場合の法的整理は問題ない認識でよろしいでしょうか（床面積の発生等）	増築に伴い確認申請（計画通知）が必要となります。一定増築が可能である法的整理は行っていますが、個別の計画の内容については関係法令に適合するよう計画して下さい。
15	別紙資料1-1 基本計画図2			2階平面図に大人用トイレの記載がありませんが不要と考えてよろしいでしょうか。	セオリアの利用は小学生、中学生となるため、職員と兼用のトイレを想定しています。そのため、大人用トイレの設置のみとなります。 ※幼児用トイレ設置不要
16				電気設備について、1・2階・共用部分の電気使用料の清算はどのようになりますでしょうか。（どこかに子メーターの設置が必要でしょうか）	1Fと2Fはそれぞれ別回路とし、それぞれに分電盤を設けること。 また、電気使用量が確認できるよう子メーターを設置すること。 ※R7.9.25差し替え 別紙及び別添資料集21Pファイルの差替え版アップロード済
17	別紙資料1-3 施設設計要領		第7 機械設備	ガスについて、都市ガスの新設引込みとありますが、2階でガスの使用は想定されておりますでしょうか。 上記使用の想定が無ければ、ガスは選定事業者のみの使用と考えてよろしいでしょうか。	2階でガスの使用は想定していません。 調理室に引込み、事業者が使用する想定です。 ※調理室への引込みまでは市負担範囲としますが、各保育室へ分岐する場合、事業者負担とします
18	要求水準書	P20	第6 成果物	成果物にて、確認申請図書の記載がありますが、今回用途変更（学校等（幼稚園）→児童福祉施設：200㎡以上）が必要と考えて宜しいのでしょうか。	そのとおりです。
19				アスベスト撤去の費用は市負担か事業者負担かご指示ください。	事前調査等で確認できない隠蔽部分における石綿含有建材が検出された場合、撤去・処分費用について、市負担とします。
20	要求水準書	P 11	外壁下地調査	積算時ひび割れ、欠損は想定数量となりますが 調査後実数積算と考えてよろしいでしょうか。	事業者の経験値により想定で数量を見込んだ上で「価格提案書」の作成をお願いします。そのため、原則積算は行いません。なお、参考として以下に市が想定する数量を示します。 〈参考数量〉 クラック補修（シール工法）外壁面積×3％ ひび割れ補修 低圧樹脂注入法 外壁面積×5％ クラック補修（Uカットシール工法）外壁面積×5％ 浮き部補修 外壁面積×10％ 欠損部補修 充填工法 6.5％
21	要求水準書		(イ) 工事用電力・用水	既設引込は存在し名義変更を行い使用でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
22	要求水準書	P14	(ウ) 仮設	仮囲いH＝3.0は配置図兼1階平面図の事業用地（赤ライン）全周でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
23				工事用通動車庫は園庭を使用させて頂くでよろしいでしょうか。	使用可能です。 ※周辺道路がスクールゾーンに指定されているため、警察への届出など必要な手続きを行い、通行には十分注意すること。また、近隣とトラブルのないよう配慮すること。
24				仮設事務所は事業用地内に設置でよろしいでしょうか。	事業用地内に設置可能です。
25	別紙資料1-3 施設設計要領		外部標準仕様書	硝子シールは内外共 今回打ち替えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
26				LGS下地は一般材と考えてよろしいでしょうか。（V E）	VEの内容はVE提案にて判断します。
27				公営選定後の工事費支払いについては、2階（市負担分）と事業主負担分の双方が発生する見込みですが、工事業者への支払いは以下のどちらのパターンに当てはまる予定でしょうか。 ①工事費の内市負担分と事業者負担分を分けてそれぞれ工事業者へ支払う ②事業者が一括で支払いを行い、後に市より助成金と合わせて受給する	市からの工事請負費については、今回のプロポーザルで選定された事業者（グループの場合は代表企業。以下選定事業者）に対して支払います。また、補助金については、保育事業者からの申請に基づき、保育事業者へ支払います。選定事業者が、施工事業者、設計事業者等に工事費等をどのように支払うかは問いませんが、市への工事請負費請求、補助金申請にあたっては、それぞれにかかった経費についてその内訳とともに明確に示していただく必要があります。